

平成二十七年三月二十日受領
答弁第一三三三号

内閣衆質一八九第一三三三号

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出富山強姦冤罪事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出富山強姦冤罪事件に関する質問に対する答弁書

一及び四について

政府としては、本年三月九日、富山地方裁判所において、富山県警察による捜査について、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）上違法である旨の判決がなされたことについて重く受け止めており、捜査当局において、今後とも、事件の適正な捜査処理に努めるべきと考えている。

なお、御指摘の国家賠償請求訴訟の原告に対しては、既に富山県警察本部長、富山地方検察庁検事正等が謝罪している。

二について

お尋ねは、仮定の質問であり、お答えすることを差し控えたい。

三について

個別具体的な事件の捜査を担当した警察官及び検察官について、その官職氏名を明らかにすることは、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。